

地域資源活用価値創出対策

(旧 農山漁村発イノベーション対策)

【令和7年度予算額 7,389 (8,389) 百万円の内数】

(令和6年度補正予算額 1,325百万円の内数)

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加 (100事業体 [令和7年度まで]) 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業 (旧 農山漁村発イノベーション推進事業)

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、専門人材の育成等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業 (旧 農山漁村発イノベーション整備事業)

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 創出支援型



地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③ 農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④ 農福連携型



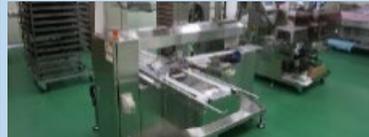
障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



農林水産物直売所の整備



農林水産物処理加工施設の整備

② 農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

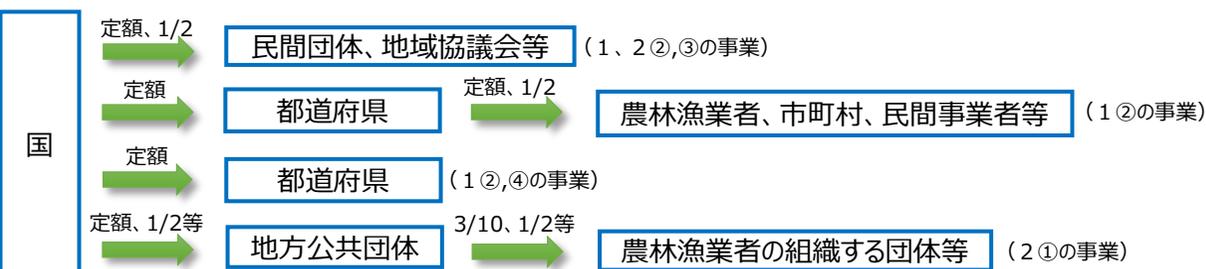
③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、**官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等**の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業（旧農山漁村発イノベーション推進支援事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な**経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組**を支援します。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業（旧農山漁村発イノベーション中央サポート事業）

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、**地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等**を支援します。
- ② 中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の**官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等**を支援します。
- ③ 施設給食において、**地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業（旧農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）

地域資源を活用した付加価値の創出に係る**経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等**を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域資源活用・地域連携推進支援事業

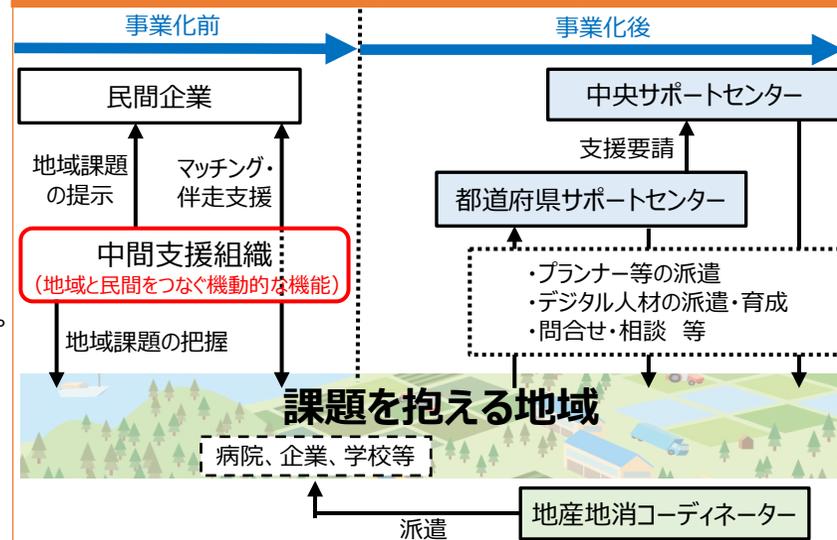


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】 (1、2、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
 (2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 地域資源活用価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 - ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
 - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)
- （2の事業） 都市農村交流課 (03-6744-2497)

■地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）・地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

【令和7年度予算額 7,389（8,389）百万円の内数】

○従来の6次産業化の取組に加え、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して、ソフト・ハード両面から支援。

事業実施主体

- 農林漁業者等
 - 商工業者の組織する団体
 - 民間事業者
 - 特定非営利活動法人
 - 一般社団法人、公益社団法人
 - 一般財団法人、公益財団法人
 - 市町村、市町村協議会
 - 特認団体 ほか
- ※支援対象となる取組のうち、⑤はコンソーシアムも可
- ※事業実施主体が市町村以外の場合、事業実施主体と農林漁業者等を含む3者以上のネットワークを構築する必要があります。
- ※事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ市町村戦略を定めている必要があります。

- 中央サポート事業
 - ・民間団体等
- 都道府県サポート事業
 - ・都道府県

- 農林漁業者団体※
 - 中小企業者※
- ※①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画
③都道府県若しくは市町村が策定する戦略のいずれかに基づく整備事業計画が必要です。

付加価値の創出を図る取組に対する支援

<ソフト対策>

創出支援型

地域資源活用・地域連携推進支援事業

支援対象となる取組（複数の組合せも可）

- 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- 新商品開発・販路開拓の取組
- 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- 多様な地域資源を新分野で活用する取組
- 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

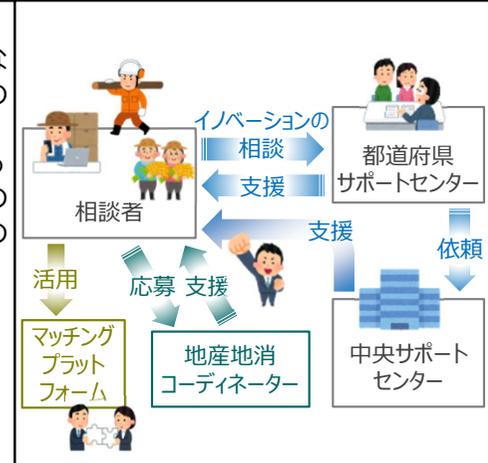
①～④は耐用年数が3年以下の施設を併せて整備することも可能

事業実施期間：1年間
または2年間
交付率：①～④：1/2以内
⑤：定額
上限：500万円/事業期間

- ※ 対象地域の指定があります。また、売上高増加の目標設定が必要です。
- ※ 都道府県を通じて支援します。

地域資源活用・地域連携サポート事業

- 中央サポート事業
- ① 都道府県サポートセンターとの連携により、高度な課題解決に取り組む事業者等に対する専門家派遣の取組等
- ② 中間支援組織等により、農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進等を行う官民共創の仕組みを強化しつつ、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指す取組
- ③ 施設給食における地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等
- 都道府県サポート事業
- 経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者等への専門家派遣の取組等



※ 専門家の派遣を受けるには、経営改善の目標を設定し、支援対象者に選定される必要があります。

<ハード対策>

産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して農林水産物等の多様な地域資源を活用した、付加価値を創出する取組に必要な施設（農林水産物加工・販売施設等）の整備を支援

事業実施期間：1年間
交付率：3/10以内、ただし要件によっては1/2以内
上限：1億円
（最大2億円※要件あり）

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



地域資源活用価値創出対策

